○農林水産省告示第千九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町小川字背き谷一五三四、一五三五から一五四〇まで・一五四六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県最上郡大蔵村大字清水字大釘峰二〇〇四の一、三八六五、四〇〇八の一、五〇二八の二五、五〇二八の二、五〇二九、五〇二九の二、五〇二九の三、五〇二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県上山市狸森字北会沢一一二の六、一七五一、一八一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北会沢一一二の六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び上山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県天童市大字山元字後山二一九九の六一から二一九九の六三まで、大字山口字名乗山四二五八の五七、四二五八の五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後山二一九九の六一から二一九九の六三まで・大字山口字名乗山四二五八の五七、四二五八の五八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び天童市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市木之本町杉野字シレ谷二三二五から二三三一まで、二三三一の一、二三三二、二三三六から二三四〇まで、二三四三から二三四八まで、二三五〇から二三六〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市マキノ町海津字大崎谷一二九の一、一二九の三、一三二から一三五まで、一三五の一、一三六から一三八まで、一三八の一、一三九から一四四まで、一四六、一四七、一四九から一五三まで、一五四の一、一五四の二、一五五から一五七まで、一六二、一六五から一七二まで、一七四から一七七まで、一七九から一八一まで、一八三、一八五、一八六、一九〇から一九四まで、一九四の一、一九五、一九六、一九九の一、二〇〇の一、二〇四の一、二〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字壱本松三四五の一四、三四五の一五、字ワナバ三四六の三、三四六の四、三四七、三四八の一、三四九の五、字カイジン三五〇の一から三五〇の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）